

## 「第264回判例・事例研究会」

日 時	平成30年8月1日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽 介

### 【判例】

判 例	知的財産高等裁判所判決H30.4.25
テーマ	Twitterのリツイート行為による著作権侵害の成否
事案の概要	<p>※ <u>分かりやすくするために、事案は単純化してある。</u></p> <p>著作権侵害の対象物は、職業写真家である原告Xが撮影し、Xのウェブサイトに掲載していた写真（本件写真）である。</p> <p>氏名不詳者Aは、Twitterのアカウントで、本件写真の画像を含むツイートを行い、Aのアカウントのタイムライン（複数のツイートが時系列に並ぶログ全体のこと）に本件写真の画像が表示された。</p> <p>氏名不詳者Bは、Aのツイートをリツイートし、Bのアカウントのタイムラインに本件写真の画像が表示された。</p> <p>Xは、被告米国ツイッター社と被告ツイッタージャパン（以下「被告ら」という。）に対し、A、Bのメールアドレス等の発信者情報の開示を求めて提訴した。</p>
今回注目する争点	Bのリツイートによる本件写真の表示によりXの著作権が侵害された（ことが明らかである）といえるか？

<p style="text-align: center;"><b>第1審判決</b> (東京地裁 H28. 9. 15)</p>	<p>「・・・本件写真の画像が本件アカウント3～5（※Bのアカウント）のタイムラインに表示されるのは、本件リツイート行為により同タイムラインのURLにリンク先である流通情報2（2）（※Aのアカウントのツイート情報）のURLへのインラインリンク<sup>1</sup>が自動的に設定され、同URLからユーザーのパソコン等の端末に直接画像ファイルのデータが送信されるためである。すなわち、流通情報3～5の各URLに流通情報2（2）のデータは一切送信されず、同URLからユーザーの端末への同データの送信も行われず」とし、「本件写真の画像ファイルをツイッターのサーバーに入力し、これを公衆送信し得る状態を作出したのは本件アカウント2の使用者（※A）であるから、上記送信の主体は同人であるとみるべきものである」として、Bによる公衆送信権侵害、複製権侵害、同一性保持権侵害、氏名表示権侵害、公衆伝達権侵害などの著作権侵害または著作者人格権侵害を否定した。</p>
<p style="text-align: center;"><b>控訴審</b> (知財高判 H30. 4. 25)</p>	<p>本件リツイート行為により本件アカウント3～5（※Bのアカウント）のタイムラインのURLにリンク先である流通情報2（2）（※Aのアカウントのツイート情報）のURLへのインラインリンクが設定されて、同URLに係るサーバーから直接ユーザーのパソコン等の端末に画像ファイルのデータが送信され、ユーザーのパソコン等に本件写真の画像が表示されるものである。もっとも、・・・ユーザーのパソコン等の端末に、本件写真の画像を表示させるためには、どのような大きさや配置で、いかなるリンク先からの写真を表示させるかを指定するためのプログラム（HTMLプログラム、CSSプログラム、JavaScriptプログラム）が送信される必要があること、本件リツイート行為の結果として、そのようなプログラムが、リンク元のウェブページに対応するサーバーからユーザーのパソコン等に送信されること、そのことにより、リンク先の画像とは縦横の大きさが異なった画像や一部がトリミングされた画像が表示されることがあること、本件アカウント3～5（※Bのアカウント）のタイムラインにおいて表示されている画像は、流通情報2（2）（※Aのアカウントのツイート情報）の画像とは異なるものであること（縦横の大きさが異なるし、トリミングされており、控訴人の氏名も表示されていない）が認められる」とした上で、Bによる治作権侵害は否定しつつ、著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害を認めた。</p>

<sup>1</sup> 「インラインリンク」とは、ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面またはこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう。